

シリーズ精華町の上下水道⑩

へ下水道編9V公共下水道への早期接続のお願い

本町の下水道整備も普及率99・1%（平成30年度末）まで進み、整備はほぼ終盤に差し掛かってきました。皆さんが住いの住環境維持・向上につながる持続性ある公共下水道事業を確保するために、昭和63年に制定した下水道使用料の改定を初めて行います。あわせて、下水道整備が完了した区域における公共下水道の早期接続・使用が本町公共下水道事業を支えることとなります。まだ改造・接続が済んでいない方は早期接続をお願いします。

本町では、下水道整備工事を進めており、整備の終わった区域は、随時供用開始手続きを取っています。供用開始手続きが完了した区域から下水道を使うことが可能となり、下のような住環境の改善を図ることが期待できます。

下水道への接続工事は早めに

下水道整備が完了した区域から順次下水道の接続をお願いしていますが、下水道法では3年以内に改造・接続をするよう定められています。1日も早い接続をお願いします。お住まいの区域が、公共下水道を使えるかどうかは上下水道課に確認してください。

下水道接続工事をすると…



・不快な臭いがしなくなり、清潔で快適な生活をおくっていただけます。

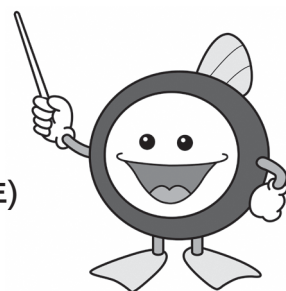


・伝染病のもとになる蚊やハエが発生しにくくなります。



・溝や川の水がきれいになります。

- ・くみ取り式便所は供用開始日から3年以内に改造が必要です。（下水道法第11条の3）
- ・単独浄化槽並びに合併浄化槽の水洗式便所は遅滞なく（おおむね1年）改造が必要です。（下水道法第10条）



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

下水道排水設備工事の手続きは次の流れで行います



⑥完了検査



⑤工事の施工



④書類提出・審査（上下水道課）



③工事の依頼（契約）



②指定工事店を選ぶ



①改造計画を立てる